

江戸川区立清新第一小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである（いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学省））。

本基本方針は、本校の教育目標の一つである「思いやりのある子」(今年度の重点目標)の育成において、いじめ問題への対応が不可欠であるとの認識に立って、いじめ防止に対する「基本的な考え」「取組（未然防止・早期発見・措置・注意事項）」等についてまとめたものである。なお、本基本方針は、年度途中でであっても、必要に応じて適時見直しを図っていく。

1 いじめとは

（１）いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた子供の立場に立つことが必要である。

（２）本校の実態

本校では、集団による長期的ないじめは発生していないが、個々の関係で「冷やかし、からかい」、「小グループによる無視」、「たたく、つつく等の暴力」は毎年何件か発生している。その都度解決はしているが、絶え間なく新たに発生し続けている現状から、いじめ防止への学校の強化が必要である。

2 いじめの問題に関する本校の基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こりうるという認識の下、区及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめがあることが確認された場合には、速やかに解決する必要がある。そこで本校では、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な考え方を次のように定めた。

（１）いじめを生まない、許さない学校づくり

■学校が一丸となって取り組む

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、特定の教職員による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織体制を整える。

■いじめに関する子供の理解を深める

学校の全教育活動を通じて、いじめについて深く考え理解するための取組を充実させる。その中で、子供が「いじめは絶対許されない」ことを自覚するように促していく。

(2) 子供をいじめから守り通し、子供のいじめの解決に向けた行動を促す

■いじめられた子供を守る

いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるように、いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供を組織的に守り通す。

■周囲の子供を支える

「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えている子供がいることを受け止め、勇気をもって教職員等に伝えた子供も守り通す。また、周囲の子供の発信を促すため、児童会活動等による主体的な取組を支援する。

(3) 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む

■社会総がかりで取り組む

学校が、いじめ問題を迅速かつ的確に解決するため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

保護者は、その保護する子供がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、子供をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめ防止等の取組に協力するよう努める。

3 いじめ問題に関する取組

(1) いじめを未然に防止するための措置

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員夕会等で周知し、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、児童に対しても、全校朝会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道德教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。道德や特別活動において年3回以上「いじめに関する授業」を実施する。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業につい

ていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分、分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、クラブ活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動やスポーツ、読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

⑤ 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会活動等によるいじめ撲滅の宣言など）する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することに努める。

① いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われているやりとり等を通じて交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどがある。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

(3) いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

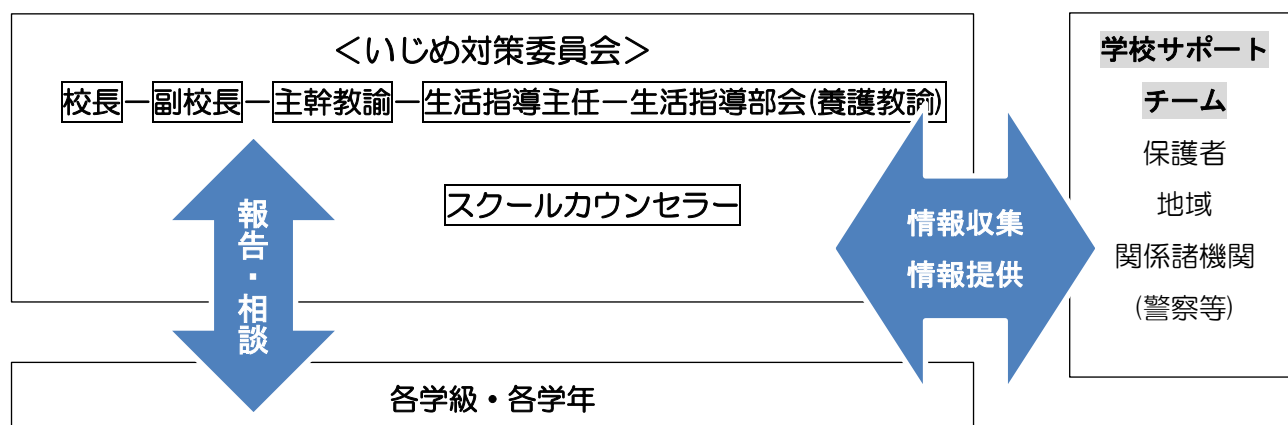
いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

⑤ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

（４）組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。また、必要に応じて、「いじめ対策委員会」を支援する「学校サポートチーム」（保護者・民生児童委員・主任児童委員・保護者・子供家庭支援センター職員・児童相談所児童福祉司・警察官経験者など）外部専門家等が参加しながら対応する。



（５）教員研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に３回、いじめを始めとする生活指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

（６）家庭・地域との連携

本基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校便りなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、ＰＴＡ、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議委員会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（７）重大事態への対処について

いじめにより、児童の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について、区教育委員会に報告する。
- ② 区教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 当該事案に対処する組織を中心として、当該事案についての客観的な事実、対処等について調査するとともに、再発防止策及び当該児童等への支援策を協議する。
- ④ 学校が調査主体とならなかった場合、学校は、当該事案に関する資料等を提供するなど、積極的に調査に協力する。
- ⑤ 当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。